

新 旧 対 照 表

新

高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）
事業実施要領（抜粋）

第1条～第2条（略）

（支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

（1）～（3）（略）

（4）生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者

（5）（略）

2 受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、それぞれ当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。

（1）退学・停学（3月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月

（2）一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月

（3）一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

旧

高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）
事業実施要領（抜粋）

第1条～第2条（略）

（支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

（1）～（3）（略）

（4）保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者

（5）（略）

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。

（1）退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月

（2）一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月

（3）一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

- 3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項各号に該当しないことの確認を行ったうえで、様式25による個人対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の個人対象要件証明書の提出期限は、教育委員会が別途定めることとする。

(支給の期間及び額)

- 第4条 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。
- 2 専攻科支援金の支給額は、別表第1に掲げるとおりとする。

第5条 (略)

(受給資格の認定)

- 第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額(課税標準額)、市町村民税の調整控除額等を証明する書類等(以下「課税証明書等」という。)を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 2～4 (略)

第7条～第8条 (略)

- 3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項各号に該当しないことの確認を行ったうえで、様式25による個人対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による報告の期日は、教育委員会が別途定めることとする。

(支給の期間及び額)

- 第4条 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。
- 2 専攻科支援金の支給額は、別表第1のとおりとする。

第5条 (略)

(受給資格の認定)

- 第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に保護者等の市町村民税の所得割の課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 2～4 (略)

第7条～第8条 (略)

(収入状況の届出等)

第9条 受給権者は、毎年度、7月31日までに、様式1による収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、生計維持者について変動等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を学校長に提出しなければならない。

3～4 (略)

(支給の差止め)

第10条 教育委員会は、受給権者が前条第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。

2 教育委員会は、受給権者が停学処分を受けた場合であって、3月未満の期間で復学したときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。

3 前項の規定による差止めの期間は、原則として、処分を受けた日の属する月の翌月から処分が解かれた日の属する月までとする。ただし、処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の専攻科支援金の支給を行わないこととする。

4～6 (略)

(収入状況の届出等)

第9条 受給権者は、毎年度、7月31日までに、様式1による収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変動等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を学校長に提出しなければならない。

3～4 (略)

(支給の差止め)

第10条 教育委員会は、受給権者が前条第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。

2 教育委員会は、受給権者が停学処分を受けた場合であって、三か月未満の期間で復学したときは、専攻科支援金の支給を差し止めることができる。

3 前項の規定による差止めの期間は、原則として、処分を受けた日の属する月の翌月から、三処分が解かれた日の属する月までとする。ただし、処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の専攻科支援金の支給を行わないこととする。

4～6 (略)

第11条～第13条 (略)

(支給実績の証明)

第14条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第7条第3項の規定による通知を添えなければならない。

2～3 (略)

第15条～第16条 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのを「保護者等」と読み替えるものとする。

第11条～第13条 (略)

(支給実績の証明)

第14条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第7条第3項の規定による通知を添付しなければならない。

2～3 (略)

第15条～第16条 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

(新設)

別表第1（第4条関係）

対象世帯	<u>生計維持者</u> の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。

2 令和4年7月支給分以降、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれに該当する場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該生徒等の算定基準額の判定に用いる課税標準額から12万円を減じることとする。

3～4 略

別表第1（第4条関係）

対象世帯	<u>保護者等</u> の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額とする。

2 市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

3～4 略

様式1 (表面)

年 月 日	
高知県教育委員会 様	
高等学校等専攻科修学支援金	
<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書 (初回時)	高等学校等専攻科修学支援金(以下、「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書 (2回目以降)	既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、 生計維持者 の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)	
◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。	
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。	
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。	
<small>(以下の空欄に生徒本人が署名してください。生計維持者による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)</small>	
ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の生年月日	昭和 平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
生計維持者の電話番号	電話番号 () -
生徒が在学する学校の名称	学年 年次
【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)	
①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
◆過去に別の高等学校等専攻科に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の高等学校等専攻科の在学期間がないため、②に記入はありません。	
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
※次のいずれかに該当する者は専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。 ・高等学校等専攻科を修了した者 ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた者(ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。)	

様式1 (表面)

令和 年 月 日	
高知県教育委員会 様	
高等学校等専攻科修学支援金	
<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書 (初回時)	高等学校等専攻科修学支援金(以下、「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書 (2回目以降)	既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)	
◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。	
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。	
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。	
<small>(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)</small>	
ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の生年月日	昭和 平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	電話番号 () -
生徒が在学する学校の名称	学年 年次
【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)	
①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
◆過去に別の高等学校等専攻科に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の高等学校等専攻科の在学期間がないため、②に記入はありません。	
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
	学校名 立 (修業年限: 年) ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 学校の種類・課程・学科
※次のいずれかに該当する者は専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。 ・高等学校等専攻科を修了した者 ・高等学校等専攻科に在学した期間に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた者(ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。)	

様式1 (裏面)

【2. 生計維持者の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における生計維持者の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から④までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) 次の生計維持者の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	父母2名分 18歳となる日の前日において親権者 (両親) が2人存在する場合	
		父母1名分 (ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。) 18歳となる日の前日において親権者が1名存在する場合 (満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又は④のいずれかの口にレ印を付けてください。)	
②	<input type="checkbox"/>	1	ア 父母の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
			イ ・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 父母が存在しない場合 等	
④	<input type="checkbox"/>	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等	

記入上の注意
2のホ参照

(3) 課税証明書等を添付する生計維持者の氏名及び生徒との続柄

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。

省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※生計維持者や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・生計維持者に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計急変世帯への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式1 (裏面)

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者2名分 (成人に達する日以前の日ににおいて生徒等の保護者であった者が主たる生計維持者となる場合を含む。)	
		親権者1名分 (ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
②	<input type="checkbox"/>	ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 (配偶者控除を受ける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。)
		イ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 □ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等 (成人に達する日以前の日ににおいて生徒等の保護者であった者が主たる生計維持者となる場合は①)	記入上の注意 2のホ参照
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。

省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更 等)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計急変世帯への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入してください。

【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等(前々年の所得を証明するもの)を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等(前年の所得を証明するもの)を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 生計維持者とは、
①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ)
②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
(1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第9項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ハ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- 例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢に達して父母の親権に服さなくな

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等(前々年の所得を証明するもの)を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等(前年の所得を証明するもの)を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、令和4年度の専攻科支援金の支給については、「成年年齢に達する日以前の日に生徒の保護者であった者」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒を引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、**行方不明**、**ドメスティックバイオレンス**、**精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等**の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、**父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合**に含まれるものとして、(2)③又は④のうちいずれかに該当するものを選択してください。

へ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

へ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による**生計維持者**の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ **生計維持者**が課税期日に日本国外に在住することにより**生計維持者**のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。**生計維持者**の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

へ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。